

## 注記（一般会計等）

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・取得原価
- ② 無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

また開始時における評価基準及び評価方法については、次の道路・河川及び水路の敷地を除き、基準モデルに基づく評価としています。

昭和 59 年度以前に取得した道路、河川及び水路の敷地備忘価格・・・・・・・・・・・・1 円

昭和 60 年以後の無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地備忘価格・・・・・・・・1 円

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・・・・・・・・償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券  
市場価格のないもの・・・・・・・・・・・・・・・取得原価
- ③ 出資金  
市場価格のないもの・・・・・・・・・・・・・・・出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 4 年～50 年

工作物 6 年～75 年

その他 3 年～40 年

物品 2 年～15 年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア 5 年（当市における見込利用期間（5 年）に基づく）

その他 50 年

##### ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のもの及びリース料総額が 50 万円未満のものを除く。）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

##### ④ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のもの及びリース料総額が 300 万円未満のものを除く。）

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率又は、個別に回収可能性を検討し徵収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のもの及びリース料総額が50万円未満のものを除く。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のもの及びリース料総額が300万円未満のものを除く。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

③ 上記①と②以外のファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金、要求払預金）及び現金同等物

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるときに修繕費として処理しています。ただし、既存の固定資産の価値を増加させない、または耐久性を増さない修繕・補修・改修・改築・改造等は、金額が50万円以上であっても修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし

### 3 重要な後発事象

該当なし

### 4 偶発債務

#### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

保証債務及び損失補償債務負担の状況は、以下のとおりです。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当 金計上額	貸借対照表 未計上額	
西宮市土地開発公社	—	—	4,000,000 千円	4,000,000 千円
兵庫県信用保証協会	—	3,180 千円	16,382 千円	19,562 千円
社会福祉法人阪神 福祉事業団	—	203,537 千円	—	203,537 千円
西宮市住宅整備資金等融資	—	—	64,000 千円	64,000 千円
計	—	206,717 千円	4,080,382 千円	4,287,099 千円

#### (2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

8件 60,242 千円（令和2年度末）

### 5 追加情報

#### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

中小企業労働者福祉共済事業特別会計

公共用地買収事業特別会計

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等の対象範囲から一般会計に含まれている介護サービス事業を除いたものが普通会計の対象範囲です。

- ③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- ④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 — %

連結実質赤字比率 — %

実質公債費比率 4.1 %

将来負担比率 6.3 %

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額  
1,774 千円
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額  
2,614,032 千円
- ⑧ 過年度修正等に関する事項  
該当なし

## (2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

### ア 範囲

翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産としています。

### イ 内訳

事業用資産 462,551 千円 (365,804 千円)

土地 462,551 千円 (365,804 千円)

令和3年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は原則として、固定資産税路線価額を0.7で割った額としています。

上記の(365,804千円)は貸借対照表における簿価を記載しています。

- ② 減債基金に係る積立不足額

積立不足はありません。

- ③ 基金借入金（繰替運用）

会計年度末における基金借入金（繰替運用）はありません。

- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

85,872,897 千円

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 97,788,142 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 10,096,069 千円

将来負担額 198,977,789 千円

充当可能基金額 34,015,305 千円

特定財源見込額 43,446,405 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 115,982,096 千円

- ⑥ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

5,266,300 千円

- ⑦ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物はありません。

- ⑧ 建物のうち8,552,002千円、工作物のうち221,361千円は、PFI事業に係る資産が計上されています。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 6,226,458 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	240,242,843 千円	235,208,367 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う金額	126,560 千円	91,753 千円
繰越金に伴う差額	△1,315,595 千円	—
一時借入金利子額（繰替運用利子額）の差額	△1,025 千円	△1,025 千円
資金収支計算書	239,052,783 千円	235,299,095 千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計の分だけ相違します。

また、繰越金及び一時借入金利子額（繰替運用利子額）については、歳入歳出決算書に計上しますが資金収支計算書では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

<u>業務活動収支</u>	14,672,414 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	2,583,881 千円
減価償却費	△13,496,744 千円
賞与等引当金増減額	12,816 千円
退職手当引当金増減額	△59,927 千円
徴収不能引当金増減額	△358,730 千円
投資損失引当金増減額	△634,978 千円
損失補償等引当金増減額	14,492 千円
資産除売却損益	3,196 千円
未収債権、未払債務等の増減	△9,320 千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	2,727,100 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 40,000,000 千円

一時借入金の利子額 1,025 千円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 3,566,745 千円